

情報

条件を満たしていれば、避難所で受入れをします 風水害時におけるペット同行避難

風水害が発生し、避難所が開設された場合、飼っているペットを連れて避難ができます。

■風水害時のペット同行避難が可能な避難所

南小学校・北小学校・錦田小学校・向山小学校
山田小学校・徳倉小学校・沢地小学校・北上小学校
錦田中学校・南中学校・北中学校・山田中学校

※この他の避難所は、校舎が浸水想定区域内などの理由により、ペットの同行避難はできません。

■避難所でのペット受入条件

ペット同行者に対して、以下の条件を満たしていれば、避難所で受入れをします。

<受け入れるペットの範囲>

犬、猫、小鳥その他の小動物（危険を及ぼさない動物）

<受入条件>

①飼い主がケージなどを用意している。

※ケージのないペットの受け入れはできません。

②餌や水などを用意しており、餌やりや糞尿の始末は飼い主自身が行える。

③基本的なしつけ（無駄吠えない、飼い主の指示に従うなど）ができている。

④犬については、狂犬病予防注射済票を持っている。

■避難所でのペットのスペース

避難所には、動物が苦手な人やペットのアレルギーを持った人もいるため、人とペットの居住区は分けません。また、台風などの風水害の場合、人の避難スペースから離れた場所（昇降口）がペットのスペースとなります。※ペットと一緒にいることはできません。

☎危機管理課 ☎ 983・2751



昇降口（ペットのスペース）▶

情報

申請をお忘れではないですか？ 国民年金「学生納付特例」

20歳以上の学生で、国民年金保険料の納付が困難な場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例」を申請することができます。

学生納付特例を希望する

特例対象期間 令和2年4月～令和3年3月分

※来年度分は令和3年4月から申請できます。

申請場所 保険年金課国民年金係窓口

※郵送で申請可（申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロード）

対学校教育法で定める大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学の人（定時制、夜間部、通信課程も含む）

対▶「年金手帳」か「国民年金保険料納付書」▶「学生証（表裏のコピー可）」か「在学証明書（原本）」▶認め印（代理の場合）▶前年就業していた人は「離職票」か「雇用保険受給資格者証」の写し

※10年以内であれば保険料を納付（追納）できますが、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、猶予されていたときの保険料に追納加算額が上乗せされます。

継続して学生納付特例を希望する

平成31年（令和元年）度に学生納付特例が承認され令和2年度も在学中の場合、4月から5月に送付されている、はがき形式の申請書を返送するだけで、申請手続きができます。

※学生納付特例を承認された人で、納付への変更を希望する場合は、三島年金事務所へ納付書送付をご依頼ください。

☎三島年金事務所 ☎ 973・1166

☎保険年金課 ☎ 983・2606

情報

国民健康保険のお知らせ
医療費通知書を発送します・限度額適用認定証について

■医療費通知書を発送します

医療費通知書は医療費全体額をお知らせするものです。実際にかかった医療費がいくらだったのか確認してみましょう。この通知書は確定申告の医療費控除申告手続きに使用できます。(医療機関などの欄が明記されていないものは領収書が必要)

注再発行はできません。確定申告に使用する人は、大切に保管してください。

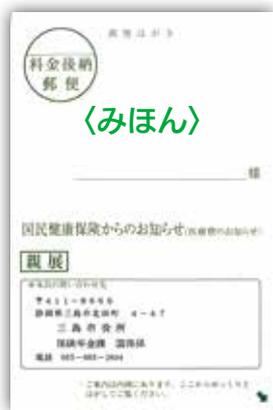
7月下旬発送の医療費通知

1～2月診療分(2カ月分)
※以降2カ月分ごとに

8月、9月、11月、令和3年1月、3月に郵送予定

対国民健康保険加入者で今年の1月以降に医療機関などを受診した人

問保険年金課 ☎ 983・2604



■限度額適用認定証について

限度額適用認定証を保険証とともに各医療機関で提示すると、窓口負担額(入院・外来別)が自己負担限度額で済みます。交付には、市役所窓口(保険年金課 国保係)での申請手続きが必要です。

※詳細は市ホームページ

対国民健康保険税に滞納のない人 ▶ 所得の申告をしている人 ▶ 所得によって限度額の区分が変わります ▶

70歳未満の人と70歳～74歳の人では区分が変わります ▶ 70歳～74歳の人では区分により高齢受給者が限度額適用認定証のかわりになる場合があります

※国民健康保険以外の方は、加入している医療保険にお問い合わせください

対印鑑、被保険者証(国民健康保険証)、マイナンバーカード(または通知カード)

問保険年金課 ☎ 983・2604



市ホームページ▶

情報

介護保険負担割合証(うぐいす色)を
7月中旬に発送します

前年の所得に応じて、負担割合は1～3割になります。

被保険者本人の 住民税課税状況	被保険者本人の 合計所得金額	同世帯内の第1号被保険者(65歳以上)の 年金収入+その他の 合計所得金額の合計額	利用者 負担割合
非課税者			1割
課税者	160万円未満		1割
	160万円以上	2人以上:346万円未満 本人のみ:280万円未満	1割
		2人以上:346万円以上 本人のみ:280万円以上	2割
220万円以上	2人以上:463万円以上 本人のみ:340万円以上	3割	

合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や扶養控除、医療費控除等の控除をする前の所得金額

※第2号被保険者(65歳未満)、または生活保護を受給している人などは一律1割負担

対▶要介護(支援)認定を受けている人▶三島市総合事業の事業対象者

問介護保険課 ☎ 983・2607

情報

老後の生活の安定などに
農業者年金加入のご案内

農業者の老後生活の安定および福祉向上などのために大変有利な年金です。

加入できる対象者は、次の3つの要件を満たした人です。

①国民年金第1号被保険者(国民年金の付加年金(月額400円)への加入が必要)

②年間60日以上農業に従事している

③20歳～60歳未満

(農地を持っていない農業者や配偶者、後継者などの人も対象)

対国民年金基金および個人型確定拠出年金(イデコ)との重複加入はできません。

※保険料の額はご自分にあわせて自由に決めることができます

※終身保険で80歳まで保障

※詳細は下記までお問合せください

問・問農業委員会事務局 ☎ 983・2674